

令和5年さぬき市議会第1回定例会議案

令和5年2月22日提出

市長提出議案

- 議案第1号 令和5年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第2号 令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 令和5年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第4号 令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 令和5年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第6号 令和5年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第7号 令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第8号 令和5年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第9号 令和5年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第10号 令和5年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第11号 令和5年度さぬき市下水道事業会計予算について
- 議案第12号 令和5年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第13号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第14号 さぬき市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 議案第15号 さぬき市へんろ資料館条例の制定について
- 議案第16号 重要文化財旧恵利家住宅条例の一部改正について
- 議案第17号 さぬき市障害者就労支援施設条例の一部改正について
- 議案第18号 さぬき市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第19号 さぬき市企業立地促進条例の一部改正について
- 議案第20号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について
- 議案第21号 第2次さぬき市総合計画後期基本計画について
- 議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第23号 さぬき市大串半島活性化基本構想の一部変更について
- 議案第24号 令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第25号 令和4年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第26号 令和4年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第27号 令和4年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
について

議案第28号 令和4年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて

議案第29号 令和4年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第30号 令和4年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第1号

令和5年度さぬき市一般会計予算について

令和5年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市一般会計予算

第1表 歳入歳出予算

第2表 地方債

令和5年度さぬき市一般会計予算

令和5年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,240,323
	5. 市 民 税	2,297,800
	10. 固 定 資 産 税	2,466,647
	15. 軽 自 動 車 税	202,876
	20. 市 た ば こ 税	273,000
10. 地 方 譲 与 税		236,682
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	60,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	160,000
	20. 森 林 環 境 譲 与 税	16,682
15. 利 子 割 交 付 金		6,000
	5. 利 子 割 交 付 金	6,000
16. 配 当 割 交 付 金		30,000
	5. 配 当 割 交 付 金	30,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		20,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,100,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,100,000
19. 法 人 事 業 税 交 付 金		80,000
	5. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000
31. 環 境 性 能 割 交 付 金		30,000
	5. 環 境 性 能 割 交 付 金	30,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		30,000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	30,000
35. 地 方 交 付 税		8,400,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5. 地方交付税	8,400,000
40. 交通安全対策特別交付金		6,500
	5. 交通安全対策特別交付金	6,500
45. 分担金及び負担金		273,778
	5. 分担金	1
	10. 負担金	273,777
50. 使用料及び手数料		348,919
	5. 使用料	198,724
	10. 手数料	150,195
55. 国庫支出金		2,590,687
	5. 国庫負担金	1,992,846
	10. 国庫補助金	587,583
	15. 委託金	10,258
60. 県支出金		1,561,309
	5. 県負担金	933,193
	10. 県補助金	510,018
	15. 県委託金	118,098
65. 財産収入		72,301
	5. 財産運用収入	68,951
	10. 財産売却収入	3,350
70. 寄附金		520,000
	5. 寄附金	520,000
75. 繰入金		4,451,386
	5. 特別会計繰入金	79,946
	10. 基金繰入金	4,371,440
80. 繰越金		30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5. 繰越金	30,000
85. 諸収入		934,415
	5. 延滞金加算金及び過料	7,852
	10. 市預金利子	500
	15. 貸付金元利収入	688,202
	25. 雑収入	237,861
90. 市債		1,802,700
	5. 市債	1,802,700
歳入	合計	27,800,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 議 会 費		226,361
	5. 議 会 費	226,361
10. 総 務 費		3,154,655
	5. 総 務 管 理 費	2,634,319
	10. 徴 税 費	278,938
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	158,453
	20. 選 挙 費	56,251
	25. 統 計 調 査 費	6,294
	30. 監 査 委 員 費	20,400
15. 民 生 費		7,592,018
	5. 社 会 福 祉 費	4,219,546
	10. 児 童 福 祉 費	2,916,825
	15. 生 活 保 護 費	455,647
20. 衛 生 費		2,325,485
	5. 保 健 衛 生 費	1,025,556
	10. 清 掃 費	741,017
	15. 上 水 道 費	18,570
	20. 病 院 費	540,342
25. 労 働 費		4,964
	5. 労 働 費	4,964
30. 農 林 水 産 業 費		653,932
	5. 農 業 費	550,306
	10. 林 業 費	53,152
	15. 水 産 業 費	50,474
35. 商 工 費		496,615
	5. 商 工 費	496,615

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土木費		2,689,273
	5. 土木管理費	198,709
	10. 道路橋梁費	610,657
	15. 河川費	65,894
	20. 港湾費	7,802
	25. 都市計画費	1,689,103
	30. 住宅費	117,108
45. 消防費		899,385
	5. 消防費	899,385
50. 教育費		5,119,734
	5. 教育総務費	633,545
	10. 小学校費	1,519,459
	15. 中学校費	115,263
	20. 幼稚園費	340,274
	30. 社会教育費	1,982,000
	35. 保健体育費	529,193
55. 災害復旧費		16
	5. 農林水産業施設災害復旧費	12
	10. 公共土木施設災害復旧費	4
60. 公債費		3,600,911
	5. 公債費	3,600,911
65. 諸支出金		986,651
	5. 基金費	582,651
	20. 開発公社費	404,000
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳出	合計	27,800,000

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎施設整備事業	7, 300	普通貸借 又は 証券発行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
水道整備事業	17, 600			
し尿処理施設整備事業	4, 300			
火葬場施設整備事業	18, 300			
農業施設整備事業	60, 700			
漁港施設整備事業	8, 200			
観光施設整備事業	3, 700			
道路橋梁整備事業	411, 400			
河川整備事業	18, 000			
住宅整備事業	47, 000			
港湾整備事業	19, 100			
都市計画施設整備事業	11, 100			
海岸整備事業	4, 500			
消防施設整備事業	40, 600			
教育施設整備事業	1, 000			
小学校整備事業	487, 000			
学校給食施設整備事業	2, 800			
社会教育施設整備事業	295, 600			
文化財施設整備事業	9, 500			
過疎地域持続的発展特別事業	35, 000			
臨時財政対策債	300, 000			
合 計	1, 802, 700			

議案第2号

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,903,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		777,260
	5. 国民健康保険税	777,260
10. 使用料及び手数料		387
	5. 手数料	387
15. 国庫支出金		1
	10. 国庫補助金	1
17. 県支出金		4,621,828
	10. 県補助金	4,621,827
	15. 財政安定化基金交付金	1
35. 財産収入		1,169
	5. 財産運用収入	1,169
40. 繰入金		469,631
	5. 繰入金	365,631
	10. 基金繰入金	104,000
45. 繰越金		20,000
	5. 繰越金	20,000
50. 諸収入		13,224
	5. 延滞金加算金及び過料	6,704
	15. 雑入	6,520
歳入	合計	5,903,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		40,301
	5. 総 務 管 理 費	27,717
	10. 徴 税 費	12,437
	15. 運 営 協 議 会 費	90
	20. 趣 旨 普 及 費	57
10. 保 険 給 付 費		4,522,084
	5. 療 養 諸 費	3,895,511
	10. 高 額 療 養 費	610,391
	15. 移 送 費	100
	20. 出 産 育 児 諸 費	12,506
	25. 葬 祭 諸 費	3,000
	30. 傷 病 手 当 金	576
18. 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,215,578
	5. 医 療 給 付 費 分	850,720
	10. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	281,395
	15. 介 護 納 付 金 分	83,463
20. 共 同 事 業 拠 出 金		5
	5. 共 同 事 業 拠 出 金	5
25. 保 健 事 業 費		79,426
	5. 保 健 事 業 費	21,385
	10. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	58,041
30. 公 債 費		834
	5. 公 債 費	834
35. 諸 支 出 金		15,272
	5. 償 還 金 及 び 還 付 金	5,161
	10. 積 立 金	1,169

(単位：千円)

款	項	金額
	15. 直 診 勘 定 繰 出 金	8,942
99. 予 備 費		30,000
	99. 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	5,903,500

議案第3号

令和5年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ921,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		658,477
	5. 後期高齢者医療保険料	658,477
10. 使用料及び手数料		100
	10. 手数料	100
15. 繰入金		261,320
	5. 一般会計繰入金	261,320
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		1,502
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	1,500
歳入	合計	921,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		6,852
	5. 総務管理費	3,760
	10. 徴収費	3,092
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		912,548
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	912,548
15. 諸支出金		1,500
	5. 償還金及び還付加算金	1,500
99. 予備費		500
	99. 予備費	500
歳出	合計	921,400

議案第4号

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,340,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 険 料		1,290,900
	5. 介 護 保 険 料	1,290,900
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		2,906
	5. 手 数 料	2,906
15. 国 庫 支 出 金		1,517,314
	5. 国 庫 負 担 金	1,094,000
	10. 国 庫 補 助 金	423,314
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,673,580
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,673,580
25. 県 支 出 金		882,656
	5. 県 負 担 金	856,000
	10. 県 補 助 金	26,656
30. 財 産 収 入		1,739
	5. 財 産 運 用 収 入	1,739
35. 繰 入 金		956,814
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	933,814
	10. 基 金 繰 入 金	23,000
40. 繰 越 金		13,988
	5. 繰 越 金	13,988
45. 諸 収 入		103
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	101
	15. 雑 入	2
歳 入	合 計	6,340,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		77,319
	5. 総務管理費	17,892
	10. 徴収費	2,091
	15. 介護認定審査会費	57,336
10. 保険給付費		6,000,000
	5. 介護サービス等諸費	6,000,000
12. 地域支援事業費		208,398
	10. 包括的支援事業等費	14,279
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	163,262
	20. 一般介護予防事業費	30,857
20. 基金積立金		34,411
	5. 基金積立金	34,411
25. 公債費		411
	5. 公債費	411
30. 諸支出金		14,461
	5. 償還金及び還付加算金	1,745
	10. 一般会計繰出金	12,716
99. 予備費		5,000
	99. 予備費	5,000
歳出	合計	6,340,000

議案第5号

令和5年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

令和5年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		31,168
	5. 介護予防費収入	31,168
15. 繰越金		2,832
	5. 繰越金	2,832
歳入	合計	34,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		33,791
	5. 介 護 予 防 支 援 事 業 費	33,791
99. 予 備 費		209
	99. 予 備 費	209
歳 出	合 計	34,000

議案第6号

令和5年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

令和5年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		3,118
	5. 外来報酬	3,118
10. 使用料及び手数料		79
	5. 手数料	19
	10. 使用料	60
15. 繰入金		7,318
	5. 他会計繰入金	7,318
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		85
	5. 受託事業収入	47
	10. 雑収入	38
歳入	合計	10,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		10,186
	5. 施 設 管 理 費	10,186
10. 医 業 費		414
	5. 医 業 費	414
99. 予 備 費		300
	99. 予 備 費	300
歳 出	合 計	10,900

議案第7号

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		111,246
	5. 外来報酬	111,246
10. 使用料及び手数料		616
	5. 手数料	616
12. 財産収入		55
	5. 財産運用収入	55
15. 繰入金		1,716
	10. 基金繰入金	1,716
	△. 他会計繰入金	-
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,866
	5. 受託事業収入	1,792
	10. 雑収入	74
△. 県支出金		-
	△. 県補助金	-
歳入	合計	115,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		88,997
	5. 施 設 管 理 費	88,997
10. 医 業 費		26,203
	5. 医 業 費	26,203
99. 予 備 費		300
	99. 予 備 費	300
歳 出	合 計	115,500

議案第8号

令和5年度さぬき市観光事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市観光事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市観光事業特別会計予算

令和5年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰入金		9,682
	5. 繰入金	9,682
10. 繰越金		100
	5. 繰越金	100
15. 諸収入		418
	10. 雑入	418
歳入	合計	10,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		10,200
	5. 事業費	10,200
歳出	合計	10,200

議案第9号

令和5年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

令和5年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		90,000
	10. 財産売却収入	90,000
10. 繰入金		3,070
	5. 一般会計繰入金	3,070
15. 繰越金		2,330
	5. 繰越金	2,330
歳入	合計	95,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		94,400
	5. 事 業 費	94,400
99. 予 備 費		1,000
	99. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	95,400

議案第10号

令和5年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

令和5年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和5年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

令和5年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
10. 繰越金		10,000
	5. 繰越金	10,000
20. 諸収入		4,761
	10. 雑収入	4,761
40. 繰入金		51,139
	5. 基金繰入金	51,139
△. 財産収入		-
	△. 財産運用収入	-
歳入	合計	65,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		65,900
	5. 事 業 費	65,900
△. 予 備 費		-
	△. 予 備 費	-
歳 出	合 計	65,900

議案第11号

令和5年度さぬき市下水道事業会計予算について

令和5年度さぬき市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度

さぬき市下水道事業会計予算書

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度さぬき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	9,133	戸
(2) 年間有収水量	2,100	千m ³
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠建設改良費	167,800	千円
ロ ポンプ場建設改良費	86,200	千円
ハ 処理場建設改良費	204,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収 入]

第1款 下水道事業収益	1,850,000	千円
第1項 営 業 収 益	645,223	千円
第2項 営 業 外 収 益	1,204,777	千円

[支 出]

第1款 下水道事業費用	1,850,000	千円
第1項 営 業 費 用	1,717,525	千円
第2項 営 業 外 費 用	129,325	千円
第3項 特 別 損 失	650	千円
第4項 予 備 費	2,500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,517千円、当年度分損益勘定留保資金560,483千円で補てんするものとする。)

[収 入]

第1款	資本的収入	862,000	千円
第1項	企 業 債	258,200	千円
第2項	他 会 計 出 資 金	480,000	千円
第3項	補 助 金	117,100	千円
第4項	分担金及び負担金	700	千円
第5項	その他の資本的収入	6,000	千円

[支 出]

第1款	資本的支出	1,453,000	千円
第1項	建 設 改 良 費	481,922	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	971,078	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道処理場汚泥処分等手数料	令和6年度	30,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	千円 258,200	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 81,584 千円 |
|-----------|-----------|

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、690,000千円である。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第12号

令和5年度さぬき市病院事業会計予算について

令和5年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度

さぬき市病院事業会計予算書及び予算に関する説明書

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事 業	当 年 度	前 年 度	増 減		
1	業 務 量	病 院 事 業	(1) 病 床 数	1 7 9 床	1 7 9 床	0 床	
			ア 一 般 病 床	1 7 5 床	1 7 5 床	0 床	
			イ 感 染 症 病 床	4 床	4 床	0 床	
				(2) 診 療 日 数	2 4 3 日	2 4 3 日	0 日
				(3) 患 者 数	178,344 人	170,173 人	8,171 人
				ア 入 院 患 者	54,900 人	53,290 人	1,610 人
				(1日平均)	150.0 人	146.0 人	4.0 人
				イ 外 来 患 者	123,444 人	116,883 人	6,561 人
				(1日平均)	508.0 人	481.0 人	27.0 人
		2	資 本 的 支 出	建 設 改 良 計 画	(1) 病 院 増 改 築 事業費	14,718 千円	10 千円

	(2) 資産購入費	225,306 千円	94,593 千円	130,713 千円
3 職員計画	損益勘定所属職員	437 人	418 人	19 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	5,317,961 千円	
第1項	医業収益	4,754,334 千円	
第2項	医業外収益	563,597 千円	
第3項	特別利益	30 千円	
		支	出
第1款	病院事業費用	5,573,156 千円	

第1項	医業費用	5,438,786千円
第2項	医業外費用	133,840千円
第3項	特別損失	30千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,820千円、過年度分損益勘定留保資金132,180千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	343,434千円
第1項	企業債	215,300千円
第2項	一般会計出資金	305千円
第3項	国庫補助金	10千円

第4項	県費補助金	10千円
第5項	一般会計負担金	127,799千円
第6項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	497,434千円
第1項	建設改良費	240,024千円
第2項	投 資	1,200千円
第3項	企業債償還金	256,210千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院増改築事業費	10,300千円	証書借入	年4.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。
資産購入費	205,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,202,026千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し国、県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院群輪番制運営費補助金	13,000千円
(2) 小児救急医療支援事業費補助金	21,231千円
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1,200千円
(4) 国民健康保険保健事業助成金	6,000千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	495千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	1,106千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、718,041千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	医療器械	乳房用撮影装置	1式
		心臓用超音波画像診断装置	1式

令和5年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹